

京極町農業委員会総会議事録

(第16回令和 6 年12月26日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日 午後1時30分から1時45分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (10 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (1 人) 4 番 横川順行

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4 報告第3号	農地移動斡旋委員会の経過について
第5 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第2号	農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1 時30分

船場会長 これより第16回京極町農業委員会総会を開会いたします。
12月に入って根雪が遅いと思っていたんですが、最近の連日の大雪で除雪も皆さん大変な思いでされていると思います。今日は気温が高いので、屋根からの落雪に気をつけてください。先ほどもお話ありましたが、インフルエンザが流行っていますので、万全体制で新年迎えられるようにされてください。本日もご審議のほうよろしく願いいたします。

事務局長 本日、4 番横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。
出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、5 番小山委員、6 番熊谷委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第15回京極町農業委員会総会を、令和6年11月28日に京極町役場議員控室で開催しております。
2、農地法第3条調査を、12月3日に船場委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
3、令和6年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に船場会長、外委員、事務局で出席しております。
5、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、幹旋委員会を12月13日に京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、森委員、後藤委員、事務局で対応し

ております。

6、同日、農業経営基盤強化促進法現地調査を、幹旋委員会終了後に森委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号については、以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可についてご報告いたします。

農地法第4条第1項及び第5条同項の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当との回答があったので、京極町農業委員会会長専決規程に基づき下記の者に対し許可書を交付したことを報告するものとする。令和6年12月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者について。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字京極527番地、京極町。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的。公共堆雪場のための一時転用。以上の許可申請につきまして、当委員会の総会審議結果は、令和6年10月24日開催の第14回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、11月25日開催の第8回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。なお、許可書の交付につきましては、第14回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答のありました令和6年11月27日付けで会長専決により行っております。

報告第2号につきましては以上となります。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」を終わります。

続いて、日程第４、報告第３号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書２ページをご覧ください。日程第４、報告第３号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和６年１２月２６日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号１。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書３ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議長

報告第３号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号１番を森委員より、報告をお願いいたします。

森委員

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号１番について、斡旋年月日は、令和６年１２月１３日金曜日午前９時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の畑で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で１０アール当たり〇〇円。資金はステップアップローンです。

以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第３号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第５、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書の４ページをご覧ください。日程第５、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の使用賃借の設定をするための農地法第３条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和６年１２月２６日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第３条の許可申請は、利用権の再設定が１件です。

番号１番について説明いたしますので、議案書５ページをご覧ください。

番号1。貸主。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主。同住所、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。貸借理由、経営移譲年金受給継続のため。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1については、議案書6ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書7ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号については、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番を私より報告いたします。

番号1番について、議案書6ページの調査書のとおり、12月3日に調査しました。

経営移譲年金受給継続のために使用貸借契約の更新をするものであり、問題はないと思います。

以上です。

それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書8ページをご覧ください。日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年12月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案1件となっており、所有権移転の計画が1件です。

それでは、議案書 9 ページをご覧ください。

番号 1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和 6 年 1 2 月 2 7 日。対価の支払期限、令和 7 年 3 月 3 1 日。土地の引渡日、令和 6 年 1 2 月 2 7 日。対価、〇〇円で 10 アール当たり 〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃借している農地を売買するため。

今回の案件につきましては、前段に報告のありました幹旋に伴う所有権移転となります。

議案書 10 ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。また、議案書 11 ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いします。

議案第 2 号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、番号 1 番を森委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

森委員

番号 1 番について、議案書 10 ページの調査書のとおり、12 月 13 日に調査しました。賃貸している農地を売買するもので、問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 | よろしいですか。それでは以上をもちまして、第16回京極町農業委員会総会を
閉会いたします。

閉会時間 午後 1 時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 1 月23日（木）午後 1 時30分